

要求水準書（案）の変更箇所新旧対照表

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
添付資料 <u>資料 6 必要諸室リスト</u> <u>資料 7 住宅性能表示一覧表</u>	添付資料 削除 <u>資料 6 住宅性能表示一覧表</u>
P3 1 1.3 1.3.1 本事業は、本住宅及び集会施設（以下「本住宅等」という。）の整備（設計、建設、工事監理及び既存住宅の解体・撤去）及び維持管理について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づいて、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良質な施設の整備や事業コストの削減等と長期間に渡り維持・活用を図ることのできる住宅の確保を図るものである。	P3 1 1.3 1.3.1 本事業は、本住宅及び集会施設（以下「本住宅等」という。）の整備（設計、建設、工事監理及び既存住宅の解体・撤去）及び維持管理について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づいて、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良質な施設の整備や事業コストの削減等と長期間に渡り維持・活用を図ることのできる住宅の確保を図るものである。
P3 1 1.3 1.3.3 (2) ③ ③ <u>什器・備品等設置業務</u> ④ <u>近隣対応・対策</u> （周辺家屋調査、周辺家屋補償を含む） ⑤ <u>電波障害対策業務</u> ⑥ <u>所有権設定に係わる業務</u> ⑦ <u>社会資本整備総合交付金等の申請関係書類の作成支援業務</u> ⑧ <u>その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務</u>	P3 1 1.3 1.3.3 (2) ③ 削除 ③ <u>近隣対応・対策</u> （周辺家屋調査、周辺家屋補償を含む） ④ <u>電波障害対策業務</u> ⑤ <u>所有権設定に係わる業務</u> ⑥ <u>社会資本整備総合交付金等の申請関係書類の作成支援業務</u> ⑦ <u>その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務</u>
P4 1 1.3 1.3.3 (3) ※ <u>建築物、建築設備等に係る軽微な修繕を除き、大規模修繕については、本市が直接行うこととする</u> （大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。	P4 1 1.3 1.3.3 (3) ※ <u>維持管理業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る修繕・更新、大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とするが、事業期間内に大規模修繕が発生しないよう計画すること</u> （ <u>ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。</u>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>P4 1 1.3 1.3.5</p> <p>本事業の事業期間は、以下のとおりとする。なお、第一期建設工事の着工前に既存住宅（向町住宅）の入居者の本市が別途確保する住宅への仮移転を行うものとし、第一期建設工事の完了後に既存住宅の全入居者の向町住宅への仮移転・引越しを行ったうえで、第二期建設工事に着工するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業契約締結：平成 25 年 3 月 ・事業期間：事業契約締結日～平成 43 年 3 月 31 日 ・設計・建設期間：事業契約締結日～平成 28 年 1 月末まで（解体工事を含むものとし、第一期建設工事、第二期建設工事を分けて実施） ・仮移転・引越し期間：第一期建設工事着工前、第一期建設工事完了後、第二期建設工事完了後にそれぞれ 2 ヶ月程度確保 ・維持管理期間：施設引渡し日～平成 43 年 3 月 31 日 	<p>P4 1 1.3 1.3.5</p> <p>本事業の事業期間は、以下のとおりとする。なお、<u>既存住宅入居者の仮移転・引越し等については、事業者の業務対象範囲外とするが、第一期建設工事の着工前に既存住宅（向町住宅）の入居者の本市が別途確保する住宅への仮移転を行うものとし、第一期建設工事の完了後に既存住宅の全入居者の向町住宅への仮移転・引越しを行ったうえで、第二期建設工事を着工するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業契約締結：平成 25 年 6 月 ・事業期間：事業契約締結日～平成 43 年 3 月 31 日 ・設計・建設期間：事業契約締結日～平成 28 年 2 月末まで（解体工事を含むものとし、第一期建設工事、第二期建設工事を分けて実施） ・仮移転・引越し期間：第一期建設工事着工前、第一期建設工事完了後、第二期建設工事完了後にそれぞれ 1 ヶ月程度確保 ・維持管理期間：施設引渡し日～平成 43 年 3 月 31 日
<p>P6 1 1.5</p> <p>【法令・条例等】</p> <p>s <u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</u></p>	<p>P6 1 1.5</p> <p>【法令・条例等】</p> <p>s <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）</u></p> <p>※上記法律を追加（地方自治法は、p.5 本文中に記載済み）</p>
<p>P7 1 1.5</p> <p>【要綱・各種基準等】</p> <p>f 秋田県 建築工事特記仕様書（平成 23 年版 秋田県建設交通部営繕課）</p> <p>g 秋田県 <u>機械</u>設備工事特記仕様書（平成 23 年版 秋田県建設交通部営繕課）</p> <p>h 秋田県 <u>電気</u>設備工事特記仕様書（平成 23 年版 秋田県建設交通部営繕課）</p>	<p>P7 1 1.5</p> <p>【要綱・各種基準等】</p> <p>f 秋田県 建築工事特記仕様書（平成 24 年版 秋田県建設交通部営繕課）</p> <p>g 秋田県 <u>電気</u>設備工事特記仕様書（平成 24 年版 秋田県建設交通部営繕課）</p> <p>h 秋田県 <u>機械</u>設備工事特記仕様書（平成 24 年版 秋田県建設交通部営繕課）</p>
<p>P8 2 2.1 2.1.1 (1) 3) ①</p> <p>事業予定地：秋田県大館市字向町 3-1</p>	<p>P8 2 2.1 2.1.1 (1) 3) ①</p> <p>事業予定地：秋田県大館市字向町 3-1~2</p>
<p>P10 2 2.1 2.1.2 (3)</p> <p>本事業に必要な諸室の構成は、「資料 6 必要諸室リスト」に示すとおりとし、その諸室面積について</p>	<p>P10 2 2.1 2.1.2 (3)</p> <p>本事業に必要な諸室の構成は、<u>P.17 の表</u>に示すとおりとし、その諸室面積については標準案とし、</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>ては標準案とし、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。</p>	<p>全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。</p>
<p>P11 2 2.1 2.1.2 (4) 2) i) 木質系材料の仕上げ材を使用する場合、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、<u>木材や布</u>等の材料を多く採用するよう配慮し、衛生上等の観点から極力カーペットは敷かないこと。</p>	<p>P11 2 2.1 2.1.2 (4) 2) i) 木質系材料の仕上げ材を使用する場合、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、<u>木材等</u>の材料を多く採用するよう配慮し、衛生上等の観点から極力カーペットは敷かないこと。</p>
<p>P12 2 2.1 2.1.3 (2) 地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する<u>他、二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点から、可能な限り緑化を図ること。</u> また、省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討し、その他、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）や<u>雨水の再利用</u>、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。</p>	<p>P12 2 2.1 2.1.3 (2) 地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用すること。 また、省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討し、その他、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）や、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。</p>
<p>P13 2 2.1 2.1.4 本住宅等の構造計画については、<u>以下の適用基準に基づいて計画し、建築基準法による他、日本建築学会諸基準、2007 年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）等に準拠すること。</u>なお、本住宅等の計画に当たっては、垂直最深積雪量を 1.5m とすること。</p>	<p>P12～13 2 2.1 2.1.4 本住宅等の構造計画については、建築基準法による他、日本建築学会諸基準、2007 年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）等に準拠すること。なお、本住宅等の計画に当たっては、垂直最深積雪量を 1.5m とすること。</p>
<p>P13 2 2.1 2.1.5 v) 本市の気候・風土を鑑み、十分な凍結防止対策、結露防止対策等を講じること。</p>	<p>P13 2 2.1 2.1.5 v) 本市の気候・風土を鑑み、十分な凍結防止対策、結露防止対策等を講じること。<u>特に水道管の凍結防止には配慮した計画とすること。</u></p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>P13 2 2.1 2.1.5 (1) ①</p> <p>iii)コンセントについては、各居室にテレビ用 1 ヶ所・エアコン用 2 ヶ所・電話用 2 ヶ所・その他 2 ヶ所、台所に 2 ヶ所、洗面所に洗濯機・乾燥機用 1 ヶ所、洗面化粧ユニット用 1 ヶ所、トイレに換気扇用 1 ヶ所、便座用 1 ヶ所、廊下にサービス用 1 ヶ所以上設けること。なお、エアコン用、電子レンジ用、洗濯機・乾燥機用は、専用回路とし接地付きとすること。</p> <p>(中略)</p> <p>v)高効率型器具、省エネルギー型器具(省エネルギーセンサー付器具等)等の採用を積極的に行うことが望ましい。</p>	<p>P13～14 2 2.1 2.1.5 (1) ①</p> <p>iii)コンセント設備については、p.14 の表による設置を基本とすること。</p> <p>別紙参照</p> <p>(中略)</p> <p>v)高効率型器具、省エネルギー型器具(省エネルギーセンサーや人感センサー付きの器具等)等を積極的に採用すること。</p>
<p>P14 2 2.1 2.1.5 (1) ②</p> <p>ii)各住戸の寝室、トイレ、浴室及びエレベーターに、呼び出しボタン等を設置し、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置すること。</p>	<p>P14 2 2.1 2.1.5 (1) ②</p> <p>ii)各住戸のトイレ、浴室及びエレベーターに、呼び出しボタン等を設置し、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置すること。</p>
<p>P14 2 2.1 2.1.5 (1)</p> <p>③電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備</p> <p>i)電話(外線)、テレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。また、CS、CATV 受信に将来対応可とすること。なお、各住戸の電話用受け口は 2 ヶ所以上、テレビユニットは各居室に 1 ヶ所設置すること。</p>	<p>P14 2 2.1 2.1.5 (1)</p> <p>③電話・テレビ受信・情報通信設備</p> <p>i)電話(外線)、テレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。また、CS、BS、CATV 受信に将来対応可とすること。</p>
<p>P14 2 2.1 2.1.5 (1) ④</p> <p>ii)各住戸への配線は、単相 3 線式 100/200V とし、各住戸最大 50A まで対応できるものとする。ただし、オール電化とする場合には、事業者の提案によるものとする。</p>	<p>P14 2 2.1 2.1.5 (1) ④</p> <p>ii)各住戸への配線は、単相 3 線式 100/200V とし、各住戸最大 50A まで対応できるものを基本とするが、想定される電力使用量に応じて、事業者の提案によるものとする。</p>
<p>P14 2 2.1 2.1.5 (2) ①</p> <p>i)各居室及び集会施設に冷房設備を設置すること(スリーブ、コンセント、アース端子、取付ボルト等設置に必要なものを含む)。なお、冷房設備室内機の設置箇所には、下地補強を行い、すべての機種に対応できる位置とすること。</p> <p>ii)暖房設備は入居者が設置することとし、熱源としてガスを使用する場合には、給排気付きの暖房設備を設けられる仕様とすること。</p>	<p>P14～15 2 2.1 2.1.5 (2) ①</p> <p>i)各居室及び集会施設に冷房設備を設置できるように、スリーブ、コンセント、アース端子、取付ボルト等必要なものを設えること。なお、冷房設備室内機の設置箇所には、下地補強を行い、すべての機種に対応できる位置とすること。</p> <p>ii)暖房設備は入居者が設置することとし、給排気付きの暖房設備を設けられる仕様とすること。</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>P15 2 2.1 2.1.5 (2) ③</p> <p>ii)熱源設備については、<u>ガスもしくはオール電化によるものとし、いずれを採用するかについては、事業者の提案によるものとする。</u></p>	<p>P15 2 2.1 2.1.5 (2) ③</p> <p>ii)熱源設備については事業者の提案によるものとする。</p>
<p>P15 2 2.1 2.1.5 (4)</p> <p>i)<u>警備システムや防災設備等については、事業者の提案により適切に整備すること。</u>各住戸の各居室に火災報知器を設置すること。</p>	<p>P15 2 2.1 2.1.5 (4)</p> <p>i)各住戸の各居室に火災報知器を設置すること。</p>
<p>P16 2 2.1 2.1.6 ⑥</p> <p>i)<u>プロパンガス設置の有無については、事業者の提案によるものとする。</u></p> <p>ii)熱源としてガスを使用する場合には、プロパンガス庫等を整備することとするが、設置場所等については、事業者の提案によるものとし、入居者に対する安全性に十分配慮すること。</p>	<p>P16 2 2.1 2.1.6 ⑥</p> <p>削除</p> <p>i)熱源としてガスを使用する場合には、プロパンガス庫等を整備することとするが、設置場所等については、事業者の提案によるものとし、入居者に対する安全性に十分配慮すること。</p>
<p>P16 2 2.1 2.1.7 (1)</p> <p>地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、及び落雷対策に十分留意すること。</p>	<p>P16 2 2.1 2.1.7 (1)</p> <p>地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他、火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策、<u>雪庇対策</u>及び落雷対策に十分留意すること。</p>
<p>P16 2 2.2</p> <p>本事業の設計業務対象施設は、市営住宅（75 戸）、<u>屋外駐車場施設及び外構等</u>とし、主な建築概要については、以下のとおりの住戸規模・戸数等を想定している。</p>	<p>P17 2 2.2</p> <p>本事業の設計業務対象施設は、市営住宅（75 戸）、<u>駐車場、駐輪場及び外構等</u>とし、主な建築概要については、以下のとおりの住戸規模・戸数等を想定している。</p>
<p>P17 2 2.2 2.2.1</p> <p>本住宅の整備に当たっては、品確法に基づく性能表示を行い、<u>要求性能は、「資料 7 住宅性能表示一覧表」に示す等級及び水準とする。また、指定住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付を受けること。</u></p>	<p>P17 2 2.2 2.2.1</p> <p>本住宅等の整備に当たっては、品確法に基づく性能表示を行わないものとする。<u>ただし、要求性能は、「資料 6 住宅性能表示一覧表」に示す等級及び水準と同等程度とする。</u></p>
<p>P17 2 2.2 2.2.1 (1)</p> <p>ii)<u>住戸のバルコニー、共用廊下においては、落下物対策上有効な広さの窓先空地、植栽帯等を設け、原則として、バルコニー、共用廊下、共用階段及び外壁に面した出入口には屋根又は庇を設けること。</u>ただし、上階のバルコニー、共用廊下等が庇の役割を果たしている場合は、<u>これに代えることができるものとする。</u></p>	<p>P17 2 2.2 2.2.1 (1)</p> <p>ii)<u>落下物対策として、バルコニー、共用廊下、共用階段及び外壁に面した出入口には屋根又は庇等を設けること。</u>ただし、上階のバルコニー、共用廊下等が庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができるものとする。</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>(中略)</p> <p>iv)給排水管、ガス管、電気配線、<u>管等の埋設は、原則としてポンプ室、スロープ、屋外階段等の建築物、構造物の真下あるいは駐車場の部分に設けないこと。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>iv)給排水管、ガス管、電気配線等の配管は、原則としてポンプ室、スロープ、屋外階段及び構造物の真下あるいは駐車場の部分に設けないこと。</p>
<p>P18 2 2.2 2.2.1 (2)</p> <p>v)<u>住戸内居室の一室（1LDK は除く）は和室とし、各居室には洋室・和室に係りなく付長押を設けること。</u></p> <p>vi)住戸内の収納スペースは、住戸専有面積の 9%程度とし、極力、居室ごとに設けること。なお、<u>洋室物入及び和室物入は、中 1 段、枕棚付とすること。</u></p>	<p>P18 2 2.2 2.2.1 (2)</p> <p>v)各居室には付長押を設けること。</p> <p>vi)住戸内の収納スペースは、住戸専有面積の 9%程度とし、極力、居室ごとに設けること。なお、物入は、中 1 段、枕棚付とすること。</p>
<p>P18 2 2.2 2.2.1 (3)</p> <p>i)<u>調理器具の熱源はガスもしくはオール電化とすること。</u></p>	<p>P18 2 2.2 2.2.1 (3)</p> <p>i)<u>調理器具の熱源については事業者の提案によるものとする。</u></p>
<p>P20 2 2.2 2.2.1 (10)</p> <p>i)延床面積 100 m²程度を確保するものとし、中町住宅 1 階に設けることと<u>。設置は棟内あるいは別棟のどちらでも可とし、事業者の提案によるものとする。</u></p> <p>ii)所要室は、玄関、<u>和室、トイレ、湯沸室、収納スペースを最低限設けること。</u></p> <p>iii)<u>冷房設備、熱源としてガスを使用する場合には、給排気付きの暖房設備を設置すること。</u></p>	<p>P20 2 2.2 2.2.1 (10)</p> <p>i)延床面積 100 m²程度を確保するものとし、中町住宅 1 階に設けること。設置は棟内あるいは別棟のどちらでも可とし、事業者の提案によるものとする。</p> <p>ii)所要室は、玄関、<u>集会室、トイレ、湯沸室、収納スペースを最低限設けること。</u></p> <p>iii)<u>集会室の床仕上げ材は、フローリングを使用すること。</u></p>
<p>P20 2 2.2 2.2.1 (12)</p> <p>iv)<u>共用階段のうち 1 箇所以上は、共用廊下に常時開放されたものとする。</u></p>	<p>P20 2 2.2 2.2.1 (12)</p> <p>削除</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>P21～22 2 2.2 2.2.3 (1)</p> <p>ii) <u>中町住宅</u>については、計画地の地盤を、接道する北側道路の高さまで切土する計画とし、必要に応じて隣地境界線上に擁壁を設けること。</p> <p>iii) <u>敷地面積に応じた緑化を行うこととし、街路計画と合わせて人々の憩い・やすらぎのある空間となる計画とすること。なお、植栽は、低木等の維持管理の省力化に配慮した樹種を選定すること。</u></p> <p>iv) <u>歩道の切り下げ、舗装の現況復旧、街路整備等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事含む）。</u></p> <p>v) <u>雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。</u></p> <p>vi) <u>本事業の安全性を確保するのに十分な照度の外部照明（外灯）を設置すること。</u></p> <p>vii) <u>散水栓及び廃棄物保管スペースに適宜水栓（キ一式水栓）を設けること。</u></p> <p>viii) <u>除雪機材等を保管する共用倉庫を適宜設置すること。</u></p>	<p>P21～22 2 2.2 2.2.3 (1)</p> <p>ii) <u>新町住宅</u>については、計画地の地盤を、接道する北側道路の高さまで切土する計画とし、必要に応じて隣地境界線上に擁壁を設けること。</p> <p>iii) <u>新町住宅、中町住宅に面する道路のうち、幅員が 4.0m 以下のものについては、道路幅員が 4.0m 確保できる計画とすること。</u></p> <p>iv) <u>街路計画と合わせて人々の憩い・やすらぎのある空間となる計画とすること。なお、植栽は、低木等、維持管理の省力化に配慮した樹種を選定すること。</u></p> <p>v) <u>歩道の切り下げ、舗装の現況復旧、街路整備等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事含む）。</u></p> <p>vi) <u>雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。</u></p> <p>vii) <u>本事業の安全性を確保するのに十分な照度の外部照明（外灯）を設置すること。</u></p> <p>viii) <u>散水栓及び廃棄物保管スペースに適宜水栓（キ一式水栓）を設けること。</u></p> <p>ix) <u>除雪機材等を保管する共用倉庫を適宜設置すること。</u></p>
<p>P22 2 2.3 2.3.1</p> <p>iii) <u>事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、<u>土壌調査、振動測定</u>等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。</u></p> <p>v) <u>事業者は「<u>公共住宅建設工事共通仕様書（平成 22 年度版 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）</u>」「<u>公共建築工事標準仕様書（平成 22 年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</u>」に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。</u></p> <p>vi) <u>事業者は、各種申請等の手続きに係る関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。</u></p> <p>vii) <u>事業者は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づき、住宅瑕疵担保責任保険への加入</u></p>	<p>P22～23 2 2.3 2.3.1</p> <p>iii) <u>事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。</u></p> <p>削除</p> <p>v) <u>事業者は、各種申請等の手続きに係る関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。</u></p> <p>vi) <u>事業者は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づき、住宅瑕疵担保責任保険への加入</u></p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>もしくは保証金の供託を行うものとし、保険への加入もしくは保証金の供託について本市に報告を行うこと。</p> <p><u>viii</u>)<u>図面</u>、<u>工事費内訳書</u>等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、<u>図面</u>は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。</p> <p><u>ix</u>)本市が議会や市民等（近隣住民も含む）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や交付金の申請を行う場合等、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。</p>	<p>もしくは保証金の供託を行うものとし、保険への加入もしくは保証金の供託について本市に報告を行うこと。</p> <p><u>vii</u>)<u>図面</u>、<u>工事費内訳書</u>等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、<u>図面</u>は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。</p> <p><u>viii</u>)本市が議会や市民等（近隣住民も含む）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や交付金の申請を行う場合等、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。</p>
<p>P24 2 2.3 2.3.5</p> <p>基本設計終了時及び実施設計終了時に、以下の書類を提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。</p> <p>また、提出図書は CAD データも提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによること。</p>	<p>P23～24 2 2.3 2.3.5</p> <p>基本設計終了時及び実施設計終了時に、以下の書類（<u>各住棟ごとに</u>）を提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。</p> <p>また、提出図書は CAD データ及び PDF 等も提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによること。</p>
<p>P25 2 2.3 2.3.5 (1) ⑦</p>	<p>P25 2 2.3 2.3.5 (1) ⑦</p> <p><u>iv</u>)<u>要求水準書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書</u></p>
<p>P27 2 2.3 2.3.5 (2) ⑥</p> <p><u>v</u>)<u>透視図</u></p> <p><u>vi</u>)<u>省エネルギー関係計算書</u></p> <p><u>vii</u>)<u>その他必要図書</u></p> <p><u>viii</u>)<u>パンフレット</u></p>	<p>P27 2 2.3 2.3.5 (2) ⑥</p> <p>削除</p> <p><u>v</u>)<u>省エネルギー関係計算書</u></p> <p><u>vi</u>)<u>その他必要図書</u></p> <p><u>vii</u>)<u>パンフレット (A4 サイズ見開き 4 ページ、カラー、2000 部)</u></p>
<p>P27 2 2.3 2.3.5 (2) ⑦</p>	<p>P27 2 2.3 2.3.5 (2) ⑦</p> <p><u>iv</u>)<u>要求水準書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書</u></p>
<p>P28 3 3.1</p> <p>事業者は、実施設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本住宅等の建設（既存施設の解体工事も含む）及び工事監理を行い、<u>企画・提案した什器・備品等を整備すること。なお、什器・備品等の整備において、リースによる調達は不可とする。</u></p>	<p>P28 3 3.1</p> <p>事業者は、実施設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本住宅等の建設（既存施設の解体工事も含む）及び工事監理を行うこと。</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>P28 3 3.3 3.3.1</p> <p>i)事業契約書に定められた本住宅等の建設及び<u>仕器・備品の整備</u>履行のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。</p>	<p>P28 3 3.3 3.3.1</p> <p>i)事業契約書に定められた本住宅等の建設及び履行のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。</p>
<p>P30 3 3.3 3.3.3 (4)</p> <p>【着工時の提出書類】</p> <p>i)工事実施体制：1部</p> <p>ii)工事着工届：1部</p> <p>iii)現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：1部</p> <p>iv)承諾願（仮設計画書）：1部</p> <p>v)承諾願（工事記録写真撮影計画書）：1部</p> <p>vi)承諾願（施工計画書）：1部</p> <p>vii)承諾願（主要資機材一覧表）：1部</p> <p>viii)報告書（下請業者一覧表）：1部</p>	<p>P30 3 3.3 3.3.3 (4)</p> <p>【着工時の提出書類】</p> <p>i)工事実施体制：1部</p> <p>ii)工事着工届：1部</p> <p>iii)建設業退職金共済制度証紙購入確認書：1部</p> <p>iv)労働保険加入確認書：1部</p> <p>v)建設労災補償共済制度加入確認書：1部</p> <p>vi)現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：1部</p> <p>vii)承諾願（仮設計画書）：1部</p> <p>viii)承諾願（工事記録写真撮影計画書）：1部</p> <p>ix)承諾願（施工計画書）：1部</p> <p>x)承諾願（主要資機材一覧表）：1部</p> <p>xi)報告書（下請業者一覧表）：1部</p>
<p>P31 3 3.3 3.3.4 (2) ii)</p> <p>解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用開始できるよう綿密な計画を立てること。なお、既存住宅に係る解体工事着手は、既存住宅の入居者の仮移転・引越しのための期間が十分に確保（<u>2</u>ヶ月程度）されるよう配慮すること。</p>	<p>P31 3 3.3 3.3.4 (2) ii)</p> <p>解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用開始できるよう綿密な計画を立てること。なお、既存住宅に係る解体工事着手は、既存住宅の入居者の仮移転・引越しのための期間が十分に確保（<u>1</u>ヶ月程度）されるよう配慮すること。</p>
<p>P31 3 3.3 3.3.4 (4)</p> <p>【施工中の提出書類】</p> <p>i)工事工程表：1部</p> <p>ii)施工計画書：1部</p> <p>iii)工事報告書：1部</p> <p>iv)工事監理報告書：1部</p> <p>v)承諾願（機器承諾願）：1部</p> <p>vi)承諾願（残土処分計画書）：1部</p> <p>vii)承諾願（産業廃棄物処分計画書）：1部</p> <p>viii)承諾願（再資源利用（促進）計画書）：1部</p> <p>ix)承諾願（主要工事施工計画書）：1部</p> <p>x)承諾願（生コン配合計画書）：1部</p>	<p>P31 3 3.3 3.3.4 (4)</p> <p>【施工中の提出書類】</p> <p>i)工事<u>実施</u>工程表：1部</p> <p>ii)施工計画書：1部</p> <p>iii)工事報告書：1部</p> <p>iv)工事監理報告書：1部</p> <p>v)施工体制台帳：1部</p> <p>vi)承諾願（機器承諾願）：1部</p> <p>vii)承諾願（残土処分計画書）：1部</p> <p>viii)承諾願（産業廃棄物処分計画書）：1部</p> <p>ix)承諾願（再資源利用（促進）計画書）：1部</p> <p>x)承諾願（主要工事施工計画書）1部</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p><u>xi</u>)報告書（各種試験結果報告書）：1 部 <u>xii</u>)報告書（各種出荷証明）：1 部 <u>xiii</u>)報告書（マニフェスト A・B2・D・E 票）：1 部</p>	<p><u>xi</u>)承諾願（生コン配合計画書）：1 部 <u>xii</u>)報告書（各種試験結果報告書）：1 部 <u>xiii</u>)報告書（各種出荷証明）：1 部 <u>xiv</u>)報告書（マニフェスト A・B2・D・E 票）：1 部</p>
<p>P32 3 3.3 3.3.5 (1) ① i)事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び器具・機器、<u>什器・備品</u>等の試運転等を実施すること。 ii)自主完成検査及び器具・機器、<u>什器・備品</u>等の試運転の実施については、それらの実施日の 7 日前に本市に書面で通知すること。 iii)本市は、事業者が実施する自主完成検査及び器具・機器、<u>什器・備品</u>等の試運転に立会うものとする。 iv)事業者は、本市に対して自主完成検査及び器具・機器、<u>什器・備品</u>等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。</p>	<p>P32 3 3.3 3.3.5 (1) ① i)事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び器具・機器等の試運転等を実施すること。 ii)自主完成検査及び器具・機器等の試運転の実施については、それらの実施日の 7 日前に本市に書面で通知すること。 iii)本市は、事業者が実施する自主完成検査及び器具・機器等の試運転に立会うものとする。 iv)事業者は、本市に対して自主完成検査及び器具・機器等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。</p>
<p>P32 3 3.3 3.3.5 (1) ② 本市は、事業者による上記の自主完成検査及び器具・機器、<u>什器・備品</u>等の試運転の終了後、当該施設、<u>什器・備品</u>等について、以下の方法により行われる完成検査を実施すること。 （中略） iii)事業者は、器具・機器、<u>什器・備品</u>等の取扱いに関する本市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。</p>	<p>P32 3 3.3 3.3.5 (1) ② 本市は、事業者による上記の自主完成検査及び器具・機器等の試運転の終了後、当該施設等について、以下の方法により行われる完成検査を実施すること。 （中略） iii)事業者は、器具・機器等の取扱いに関する本市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。</p>
<p>P33 3 3.3 3.3.5 (1) ③ 事業者は、本市による完成検査の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。<u>また、これら図書の保管場所を施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによる。</u> （中略） x)完成図（建築）：一式 <u>（製本図 1 部、原図及び CD）</u> xi)完成図（電気設備）：一式 <u>（製本図 1 部、原図及び CD）</u> xii)完成図（機械設備）：一式 <u>（製本図 1 部、原図</u></p>	<p>P33 3 3.3 3.3.5 (1) ③ 事業者は、本市による完成検査の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。<u>なお、完成図は製本図 2 部、縮小版製本図 2 部、原図及び CD とし、CAD データ及び PDF 等も提出すること。</u> （中略） x)完成図（建築）：一式 xi)完成図（電気設備）：一式 xii)完成図（機械設備）：一式 xiii)完成図（昇降機）：一式 （中略） xx)使用材料一覧表：1 部</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
<p>及び CD) xiii)完成図（昇降機）：一式（製本図 1 部、原図及び CD)</p>	<p>xxi)工事業者一覧表：1 部 xxii)その他必要な検査済証、届出書、報告書等：1 部 xxiii)その他必要図書：1 部 xxii)要求水準書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書：1 部</p>
<p>P36 4 4.2 外観上清潔で、かつ、景観上美しい状態を保ち、破損、漏水等がない等、完全に本住宅等の供用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。</p>	<p>P37 4 4.2 外観上清潔で、かつ、景観上美しい状態を保ち、破損、漏水等がない等、完全に本住宅等の供用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つよう努めること。</p>
<p>P37 4 4.2 4.2.1 建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、点検、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定のうえ、点検表に記録するとともに、建築物の各部位を最良な状態に保つよう努めること。</p>	<p>P38 4 4.2 4.2.1 建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、<u>建築基準法に準拠して 2 年に 1 回</u>、点検、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定のうえ、点検表に記録するとともに、建築物の各部位を最良な状態に保つよう努めること。</p>
<p>P37 4 4.3 本住宅等の供用が可能となるように、実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。</p>	<p>P38 4 4.3 本住宅等の供用が可能となるように、実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つよう努めること。</p>
<p>P37 4 4.3 4.3.1 具体的には、法定点検、調査及び検査を実施し（<u>関連する法定点検を「資料 9 関連法定点検一覧」に示す</u>）、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。 i)エレベーター保守管理：毎月 ii)消防用設備保守点検：年 2 回 iii)給水設備保守点検：毎月 iv)貯水槽（受水槽及び高架水槽）清掃：年 1 回（設置する場合） v)簡易専用水道検査：年 1 回</p>	<p>P38 4 4.3 4.3.1 具体的には、<u>以下の業務について</u>、法定点検、調査及び検査を実施し、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。<u>なお、整備する建築・設備内容に応じて、実施する業務内容について適宜検討すること。</u> i)<u>エレベーター保守管理業務：定期点検（月 1 回）及び定期検査（年 1 回）を実施すること。</u> ii)<u>自家用電気工作物保守点検業務：巡視点検（月 1 回）及び定期点検（年 1 回）を実施すること。</u> iii)<u>消防設備保守管理業務：消火器具、誘導灯、誘導標識について外観及び機能点検（6 ヶ月に 1 回）を実施し、消火設備、警報設備、避難設備等について外観及び機能点検（6 ヶ月に 1 回）並びに総合点検（年 1 回）を実施すること。</u> iv)<u>簡易専用水道保守管理業務：簡易専用水道について外観点検及び水質検査（年 1 回）を実施し、飲料用貯水槽（受水槽及び高架水槽）について清</u></p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）	変更後（平成 24 年●月公表）
	掃（年 1 回）を実施すること。
<p>P38 4 4.4 建築物、建築設備、<u>什器・備品</u>及び外構施設について、大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕（保全）計画を作成すること。</p>	<p>P39 4 4.4 建築物、建築設備及び外構施設について、大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕（保全）計画を作成すること。</p>

変更前（平成 24 年 2 月公表）					変更後（平成 24 年●月公表）																
P14	2	2.1	2.1.5	(1) ①	P14	2	2.1	2.1.5	(1) ①												
なし					<table border="1"> <tr> <td>洋室(各室)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ用（2口）1ヶ所以上 ・その他（2口）1ヶ所以上、内1ヶ所電話用モジュラー付き ・エアコン用（専用回路、ET付き）1ヶ所 </td> </tr> <tr> <td>リビング</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ用（2口）1ヶ所以上 ・その他（2口）2ヶ所以上、内1ヶ所電話用モジュラー付き ・エアコン用（専用回路、ET付き）1ヶ所 </td> </tr> <tr> <td>台所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫用（専用回路、ET付き）1ヶ所以上 ・電子レンジ用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・流し周り用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・その他（2口）1ヶ所以上 </td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・換気扇用（1口、ET付き）1ヶ所 ・便座用（1口、ET付き）1ヶ所 </td> </tr> <tr> <td>洗面所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機・乾燥機用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・洗面化粧ユニット用（2口）1ヶ所以上 </td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス用（2口）1ヶ所以上 </td> </tr> </table>					洋室(各室)	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ用（2口）1ヶ所以上 ・その他（2口）1ヶ所以上、内1ヶ所電話用モジュラー付き ・エアコン用（専用回路、ET付き）1ヶ所 	リビング	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ用（2口）1ヶ所以上 ・その他（2口）2ヶ所以上、内1ヶ所電話用モジュラー付き ・エアコン用（専用回路、ET付き）1ヶ所 	台所	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫用（専用回路、ET付き）1ヶ所以上 ・電子レンジ用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・流し周り用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・その他（2口）1ヶ所以上 	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・換気扇用（1口、ET付き）1ヶ所 ・便座用（1口、ET付き）1ヶ所 	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機・乾燥機用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・洗面化粧ユニット用（2口）1ヶ所以上 	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス用（2口）1ヶ所以上
洋室(各室)	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ用（2口）1ヶ所以上 ・その他（2口）1ヶ所以上、内1ヶ所電話用モジュラー付き ・エアコン用（専用回路、ET付き）1ヶ所 																				
リビング	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ用（2口）1ヶ所以上 ・その他（2口）2ヶ所以上、内1ヶ所電話用モジュラー付き ・エアコン用（専用回路、ET付き）1ヶ所 																				
台所	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫用（専用回路、ET付き）1ヶ所以上 ・電子レンジ用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・流し周り用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・その他（2口）1ヶ所以上 																				
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・換気扇用（1口、ET付き）1ヶ所 ・便座用（1口、ET付き）1ヶ所 																				
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機・乾燥機用（2口、ET付き）1ヶ所以上 ・洗面化粧ユニット用（2口）1ヶ所以上 																				
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス用（2口）1ヶ所以上 																				